

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長

緊急事態宣言の期間延長に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき有難うございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について」（令和2年4月10日付2福保障計第149号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知。以下「都通知」という。）により御対応いただいているところです。

このたび、緊急事態宣言の継続が決定されましたが、厚生労働省からは別添「緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年5月1日付事務連絡）により、引き続き、これまでの対応を継続するよう示されています。

つきましては、各施設・事業所におかれましては、5月7日以降についても、引き続き、支援が必要な利用者へのサービスが確保されるよう、都通知による御対応の継続をお願いいたします。

なお、サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）をはじめとした事務連絡等を参照いただき、十分な感染防止対策を講じていただくようお願いいたします。

また、感染防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、東京都担当まで御一報をお願いいたします。その場合においても、利用者に必要な支援が提供されるよう、適切な代替サービスの提供等について配慮してください。

（問い合わせ先）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

【都立施設・都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4159 FAX 03-5388-1407

2 福保障計第 149 号
令和 2 年 4 月 10 日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長
藤 井 麻 里 子
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき有難うございます。
この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 6 府県に対し発せられました。

これを受けて、都内の障害福祉サービス等事業所におかれましては、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

については、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援を提供いただくようお願いいたします。

2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあり得ます。

なお、上記以外の入所施設については、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 御留意いただく事項

休業する場合は、利用者に必要な支援が提供されるよう、区市町村や相談支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や家族のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を検討してください。

なお、感染防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、東京都担当まで御一報をお願いいたします。

4 事業所の事業継続支援策について

新型コロナウイルス感染症による事業所への影響をできるだけ小さくする観点から講じられている事業継続支援策については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）1（4）「事業所の事業継続支援策の周知」を参照してください。

(問い合わせ先)

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助 (GH)・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【重症心身障害児 (者) 通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

【都立施設・都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4159 FAX 03-5388-1407

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）においてお示ししてきたところですが、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、4月7日付事務連絡等でお示ししているとおりの対応をお願いします。

また、緊急事態宣言が継続された場合には、障害福祉サービス等の利用者をはじめとして、多くの障害者等が、引き続き、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。このような状況において、見守り等の取組を必要とする障害者等本人・世帯に対してこれを実施することにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要であり、「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえた対応をお願いします。

これらのことについて、管下の事業所に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

都道府県におかれては、管下の事業所に対し使用制限や使用停止に係る要請を行った場合は、速やかに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部宛にその旨ご連絡をお願い致します。

なお、放課後等デイサービス事業所における対応については、別途お示ししている「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）をご参照ください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（内線3148）